

# 平塚市公共施設景観ガイドライン



平塚市

# 目 次

<b>序 章</b>	<b>平塚市公共施設景観ガイドラインとは</b>	<b>1</b>
	1. 平塚市公共施設景観ガイドラインの目的	1
	2. 策定の背景	1
	3. 位置づけ	1
	4. 適用の範囲	2
	5. 構成	2
<b>第1章</b>	<b>公共施設における景観形成の基本的考え方</b>	<b>4</b>
	1. 地域性への配慮	4
	2. 心象への配慮	5
	3. 使われ方への配慮	6
<b>第2章</b>	<b>平塚市の景観特性</b>	<b>7</b>
	1. 景観類型・景観要素	7
<b>第3章</b>	<b>景観形成方針</b>	<b>9</b>
	1. 共通の景観形成方針	9
	2. 施設別の景観形成方針	9
	3. 景観重点区域の景観形成方針	11
<b>第4章</b>	<b>施設別ガイドライン</b>	<b>13</b>
	1. 道路	13
	2. 橋梁	18
	3. 公園	20
	4. 河川	22
	5. 水路	24
	6. 農業用施設	25
	7. 海岸・港	27
	8. 公共建築物	28
<b>第5章</b>	<b>運用</b>	<b>32</b>
	1. 運用の仕方	32
	2. 事前協議対象事業と公共施設景観ガイドライン対象事業	32
	3. 景観法に基づく通知・景観条例に基づく届出	32
	4. 景観協議の流れ	33
	5. 国、県の景観形成ガイドライン等	34

## ●ガイドラインの文章表現（語尾の記述）について

「めざします」…目標や方向性に向けて、取り組む場合につかいます。

「適用します」…記載事項をあてはめて取り組む場合につかいます。

「配慮します」…記載事項を検討し、事業に反映するよう努力する場合に使います。

「つとめます」…すぐに目標の達成はできなくても、継続して取り組む場合につかいます。

## 序章 平塚市公共施設景観ガイドラインとは

### 1. 平塚市公共施設景観ガイドラインの目的

平塚らしい景観づくりを総合的かつ計画的に進めていくにあたり、道路や公園、公共建築物などの公共施設は、景観に与える影響が大きく、また市民や事業者の景観づくりを誘導する上でも重要です。公共施設を整備する際は、地域の景観形成に先導的な役割を果たすため、景観へ配慮することが必要です。

そこで、平塚市公共施設景観ガイドライン（以下「公共施設景観ガイドライン」という。）は、地域の景観形成に先導的な役割をはたす公共施設を整備するための指針として、景観形成の基本的考え方、景観形成方針、各施設別の景観形成における配慮事項をまとめています。

今後は、公共施設整備の際に、主に公共施設景観ガイドラインに基づき、事業をすすめ、良好な景観づくりを推進することを目的とします。

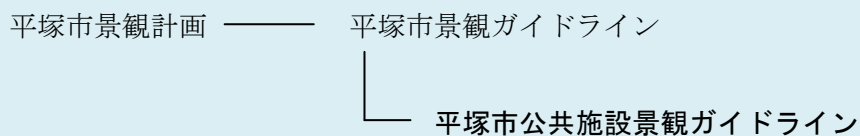
### 2. 策定の背景

本市では、平成16年度の「景観法」が施行される以前に、「平塚市都市景観形成公共施設整備指針」を策定し、公共施設における景観づくりを進めてまいりました。「景観法」施行後、国の各省庁や県から各施設の景観形成におけるガイドライン等が示され、本市も平成21年度に「平塚市景観条例」、「平塚市景観計画」を施行しました。これに伴い「平塚市都市景観形成公共施設整備指針」を見直し、国や県のガイドライン等とも整合を図り、平塚らしい景観形成を推進するための指針として、「平塚市公共施設景観ガイドライン」を策定することとしたものです。

### 3. 位置づけ

公共施設景観ガイドラインは、平塚市景観条例（第8条第1項）に基づき策定されています。

内容は公共施設を対象にしており、平塚市景観計画を推進するために平成21年に策定された「平塚市景観ガイドライン」を補完するものとして活用していきます。



---

## 4. 適用の範囲

### (1) 対象事業

公共施設景観ガイドラインは、平塚市が整備する公共施設や開発事業などで市へ移管される公共施設について適用します。

また、国、県等が公共施設を整備する際は、国、県等各々のガイドラインに沿って実施するとともに、このガイドラインを参照するものとします。

### (2) 適用の除外

災害復旧事業などの緊急を要する事業、地下構造物などの周辺景観に与える影響がないか極めて小さい事業及び部分的な維持補修などの小規模な事業は、適用を除外することができるものとします。

なお、除外事業であっても、可能な範囲で景観に配慮した事業の実施につとめるものとします。

## 5. 構成

「第1章」公共施設における景観形成の基本的考え方は、4. 適用の範囲で対象とする公共施設全般にわたり共通する基本的な考え方を「地域性への配慮」、「心象への配慮」、「使われ方への配慮」の3つの視点で構成しています。

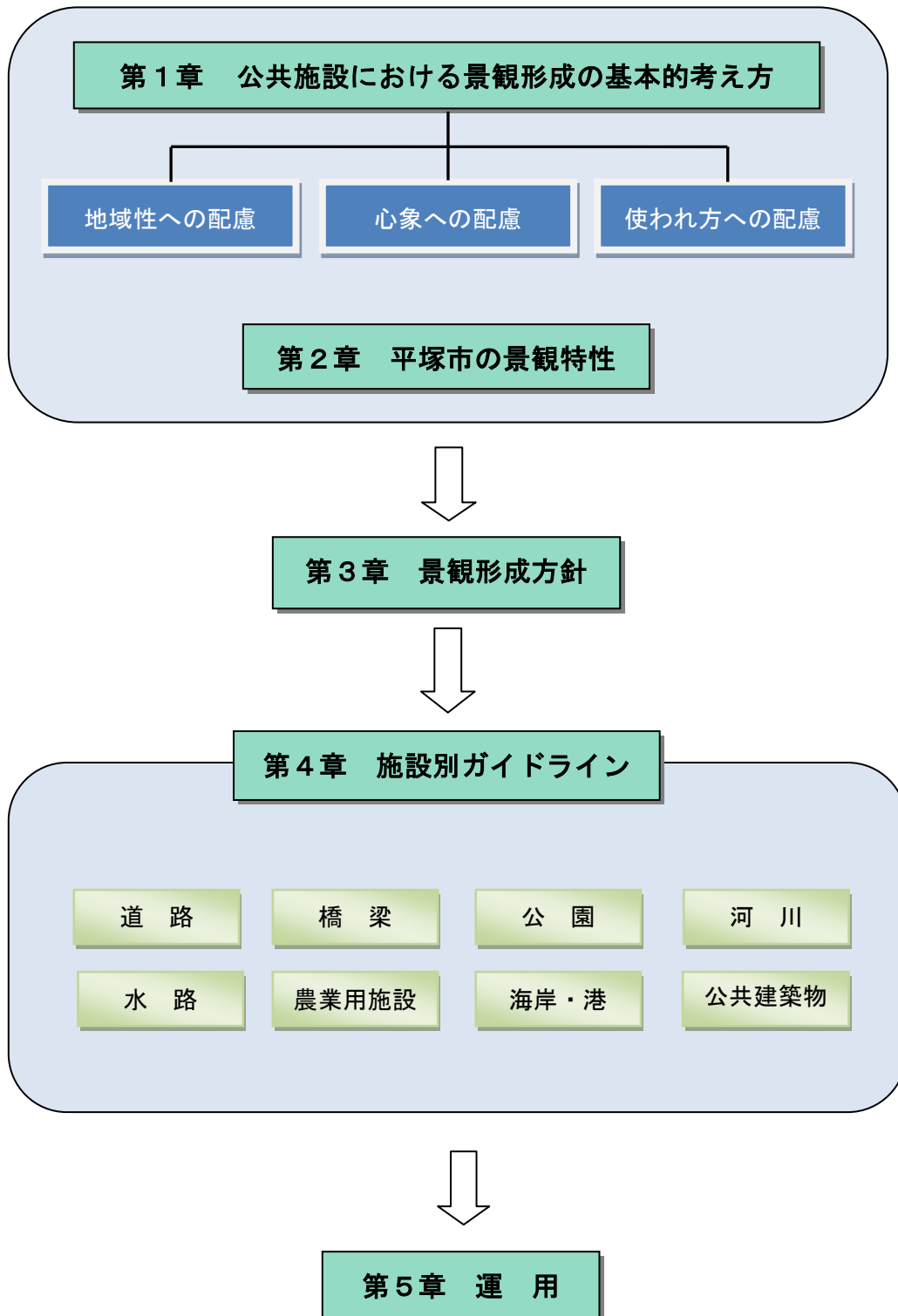
「第2章」平塚市の景観特性は、「平塚市景観計画」で整理した5つの景観特性と17の景観類型、さらに景観類型を特徴づける70の景観要素を系統ごとに示しています。

「第3章」景観形成方針は、第1章の公共施設における景観形成の基本的考え方、第2章の平塚市の景観特性をふまえ、平塚らしい公共施設整備をするための景観形成方針を共通と施設別で定めています。また景観づくりを重点的に進める区域として、「平塚市景観計画」で定めている景観重点区域についての景観形成方針を示しています。

「第4章」施設別ガイドラインは、第3章で定めた景観形成方針に基づき、「道路」、「橋梁」、「公園」、「河川」、「水路」、「農業用施設」、「海岸・港」、「公共建築物」の8つの施設における、それぞれの配慮事項を示しています。

「第5章」運用では、この公共施設景観ガイドラインを効果的に活用するために、運用の仕方を示しています。

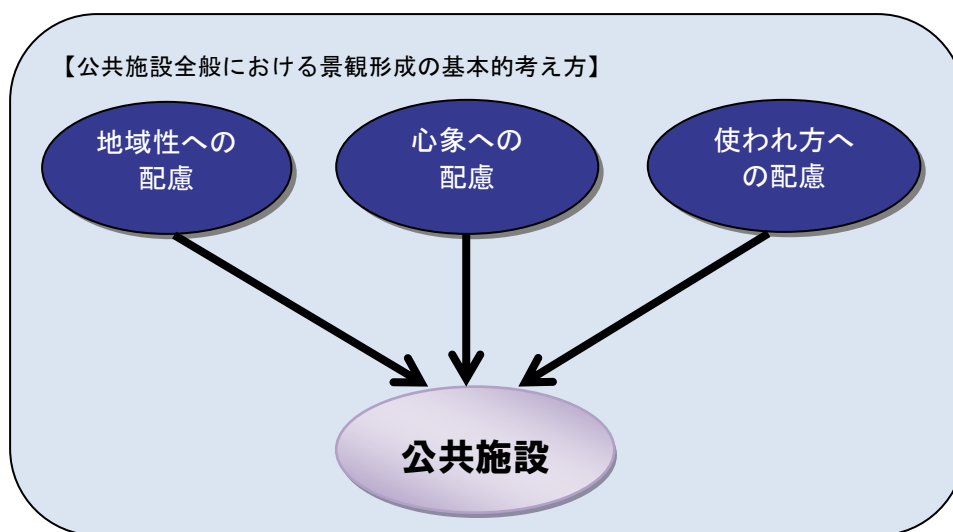
◆公共施設景観ガイドライン構成図◆



## 第1章 公共施設における景観形成の基本的考え方

公共施設は、比較的規模が大きく、また、多くの人々が利用することから景観を形成する上で、大きな影響を及ぼします。そのため公共施設を整備するにあたっては、機能を確保しつつ、景観にも配慮した整備につとめ、地域の景観形成に先導的な役割を果たす必要があります。

本章では、統一的な考えに基づき、景観形成を行うために、3つの視点から公共施設全般における景観形成の基本的考え方を示しています。



### 1. 地域性への配慮

本市は、海、山、川などの自然環境や旧東海道の宿場町といった歴史を有しています。また近年では、都市化の影響を受け、まちなみも大きく変化しています。公共施設を整備するにあたり、地域の地形や風土を把握し、優れた自然環境や貴重な歴史、文化に配慮した景観形成を図る必要があります。

#### (1) 自然環境への配慮

海、山、川などの自然環境は、景観

の素になるものであるため、公共施設は自然環境を保全し、周辺環境との調和に配慮することが必要です。また公共施設の整備により、山々などの眺望景観を阻害することがないように配慮することが必要です。

#### (2) 歴史、文化への配慮

地域に残された貴重な財産である歴史、文化は、景観形成を図る上での重要な要素です。公共施設はこれらの要素を尊重して、整備する際に配慮す

ることが必要です。

### (3) まちなみとの一体感への配慮

良好な景観形成を図る上で、影響力のある公共施設が周辺から突出したものにならないようにするため、公共施設は周辺の景観特性を把握し、まちなみとの調和に配慮することが必要です。

### (4) 市境界での連続性への配慮

市境界及び複数の市に渡る工事等の場合、隣接市町の既存の公共施設と連続性を図るなど、周囲のまちなみとの調和に配慮することが必要です。

## 2. 心象への配慮

人々の心にうるおいややすらぎを与えるまちなみを形成するためには、各施設をつながりのあるトータルデザインとして捉え、五感での感じ方にも配慮した景観形成を図る必要があります。

### (1) 「視点場」、「視対象」の関係への配慮

景観を考える上で、何を（「視対象」）、どこから（「視点場」）見るか目的を明確化することが必要です。公共施設の内部から何を見るか、外部のどこから公共施設を見るか、公共施設は視点場と視対象の関係について配慮することが必要です。

### (2) 視覚以外で感じられることへの配慮

景観は見ること、見えることから得る要素が大部分を占めますが、うるおいとゆとりのある暮らしの景観を創出するため、せせらぎなどの水の音や草花の香りなど、視覚以外で感じられることへも配慮することが必要です。

### (3) 緑化への配慮

緑はまちなみにうるおいややすらぎを与えるため、景観形成を図る上で重要な要素です。公共施設は可能な限り、既存の樹木を保全し、さまざまな手法による緑の創出に取り組み、丘陵地から農地、都市に至る緑のつながりに配慮することが必要です。

### (4) 連続性への配慮

統一感のあるまちなみを創出するため、公共施設は各施設を単体で考えるのではなく、道路と公園のつながりなど連続性に配慮することが必要です。

## 3. 使われ方への配慮

公共施設は、多くの人が利用することと、長い期間にわたり使用される施設であることから、利便性、安全性などの施設本来の機能を高い質で確保することが必要です。

また、使われ方に配慮した施設は、地域の人々に親しまれ、長く使用されることにより手入れが行き届くなど、より適切な維持管理につながり、良好な景観の

---

形成に寄与します。

**(1) 長期間にわたり使われ続けることへの配慮**

公共施設は、長期間にわたり使われ続けるものであるため、誰もが使いやすくあきのこないデザインであるとともに、使用する素材や材料の耐用年数など、整備したときだけでなく、その後の劣化や退色等にも配慮することが必要です。

**(2) 機能性、維持管理への配慮**

公共施設は、利便性や安全性などその施設に求められている機能について十分に認識し、質の高い公共施設を整備することが必要です。

また、整備をする際に、維持管理しにくいものや、補修に期間を要するもの、コストがかかりすぎるものを選定すると、維持管理上、支障をきたし、その結果、機能性を損なうことも考えられます。樹木についても同様に成長を予測して配置する必要があります。



## 第2章 平塚市の景観特性

### 1. 景観類型・景観要素

平塚市景観計画では、多様な景観特性をいかした景観づくりを進めていくため、市全域の視点から、本市の景観特性を5つの系に分類し、その下に17の景観類型を整理しています。さらに、この景観類型を特徴づけている個別の要素を景観要素として捉え、景観類型のもとに整理しています。

#### 市の景観特性

<5つの景観特性>

##### 【自然系】



海、山、川など恵まれた  
自然景観の保全と創出

##### 【眺望系】



市内外への多様な  
眺望の保全と活用

##### 【歴史系】



多様な歴史景観の  
保全と活用

##### 【都市系】



うるおいある  
美しいまちなみの形成

##### 【生活系】



暮らしを彩る  
快適な生活環境の形成

<17の景観類型>

丘陵地景観

田園景観

河川景観

海岸景観

緑の景観

山々への眺望景観

湘南平からの眺望景観

平塚市を代表する歴史景観

身近な歴史景観

住宅地景観

工業地景観

商業地景観

公共施設景観

道路景観

鉄道景観

暮らしの景観

ゆとりの景観

<70の景観要素>

斜面林・里山

農地

相模川・金目川・市街地の中小河川・  
田園の中の中小河川・小川と水路

平塚海岸・漁港・ビーチパーク

屋敷林・松林・並木道

高麗山と湘南平への眺望  
富士山への眺望・大山・丹沢への眺望

湘南平からのパノラマ

東海道と平塚宿・大門通りと平塚八幡  
宮・金目観音とその周辺のまちなみ・  
御林と中原御殿

地域の社寺や長屋門などの歴史資源・  
近代遺産

旧別荘地・旧市街地（戦災復興）・新興  
市街地・集合住宅地・一般的な住宅地

相模川沿いの工業地・幹線沿いの工業  
地・市街地に点在する工業地

平塚駅周辺中心商業地・ショッピングモ  
ール・北口駅前広場・南口駅前広場・中  
心商業地の中の公園・幹線沿いの店舗  
群・地域商店街

市役所周辺公共施設群・総合公園・大規  
模な公共施設・小中高校、大学などの文  
教施設・公民館などの地域公共施設・公  
園・ポケットパーク

国道や幹線道路・駅前大通り（フェスタ  
ロード）・なぎさプロムナード・シンボ  
ル道路・コミュニティ道路・生活道路・  
橋・相模川の橋上

東海道本線・東海道新幹線・車窓

日々の暮らしの景観、七夕まつり景観、  
地域の祭りやイベント、夜の景観、自転  
車、美化活動

広告物、ひらつかの色、ひらつかの音、  
ひらつかの香り、ひらつかの花、パブリ  
ックアート、公共デザイン、平塚八景



## 第3章 景観形成方針

本章では、第1章の公共施設における景観形成の基本的考え方と第2章の平塚市の景観特性をふまえて、公共施設整備をする際の景観形成方針を示しています。

また、景観づくりを重点的に進める景観重点区域の景観形成方針を示しています。

### 1. 共通の景観形成方針

将来にわたり平塚らしい個性的で魅力あるまちなみ形成を推進するため、公共施設の整備にあつては、景観へできる限り配慮するものとします。

「公共施設における景観形成の基本的考え方」に基づき、平塚市の景観を特徴づける70の要素の良さを活かした公共施設の整備をめざします。

### 2. 施設別の景観形成方針

#### (1) 道路

道路は、長く連続している移動空間という特徴をもっていることから、視点の移動につれて変化していくまちなみ、田園、周辺の山々などの多様な要素を活かし、周辺環境との調和に配慮した道路づくりをめざします。

また、道路は、人々の生活と深く関わっているので、季節感を醸し出すような空間にするなど親しみやすい道路づくりをめざします。

#### (2) 橋梁

橋梁は、構造体そのものが、周辺景観の中で、人々の目をひきつけ、シンボリックなものとなることから、前後の道路との連続性や周辺環境との調和に配慮した橋梁づくりをめざします。

また、水辺や周辺の山々などの眺めを楽しめる橋梁づくりをめざします。

#### (3) 公園

公園は、人々が憩いの場として利用することから、周辺環境との調和に配慮し、開放感を演出するようなエントランスづくりや季節感を醸し出すような緑の創出をするなど愛着のもてる公園づくりをめざします。

また、水や生き物と親しめるような特徴をもたせた空間づくりにつとめ、憩いとうるおいある公園づくりをめざします。

#### (4) 河川

河川は、自然地形を基盤として形成されており、それ自体が自然的な景観要素になっていることから、改修する時は、周辺環境との調和に配慮し、極力、人工的にならずに自然な風合いを醸し出すような河川づくりをめざします。

---

また、人々が水辺に親しめる空間づくりにつとめ、憩いとうるおいある河川づくりをめざします。

#### **(5) 水路**

水路は、古くから地域と深い関わりをもち、生活に大きな影響を与えていることから、周辺環境との調和に配慮し、ゆとりある暮らしの景観を創出する水路づくりをめざします。

また、せせらぎ空間づくりにつとめ、憩いとうるおいある水路づくりをめざします。

#### **(6) 農業用施設**

農道や用排水路などの農業用施設は、豊かな自然の中に位置することから、田園や周辺の山々などの緑との調和に配慮した農業用施設づくりをめざします。

また、緑や水と親しめる空間づくりにつとめ、憩いとうるおいある農業用施設づくりをめざします。

#### **(7) 海岸・港**

海岸は、広い砂浜や松林などの自然地形を基盤として形成されていることから、できる限り、その自然地形を尊重し、広々とした砂浜や松林がつながる開放的な海岸づくりをめざします。

また、砂浜から富士山や周辺の山々などの眺めを楽しめる海岸づくりをめざします。

港は、海の玄関口として、水陸交通の結節点となる機能をもつことから、周辺環境と調和し、海を生業とする現場の活気や海の豊かさや楽しさを伝え

る港づくりをめざします。

また、洋上からの見え方や港から海岸線などの眺めを楽しめる港づくりをめざします。

#### **(8) 公共建築物**

公共建築物は、地域住民の生活と深い関わりをもつとともに、景観上からも重要な要素として、地域のシンボリック的存在となることから、周辺環境との調和に配慮し、地域の景観形成において先導的な役割を果たす公共建築物づくりをめざします。

また、さまざまな手法による緑の創出に取り組み、憩いとうるおいある公共建築物づくりをめざします。

### 3. 景観重点区域の景観形成方針

優れた景観形成を図るべき地区として指定している景観重点区域では、前述の景観形成方針に基づくとともに、それぞれの景観形成方針に沿った公共施設の整備をめざします。

#### (1) 海へのシンボル軸

松の緑が豊かな湘南の趣きを感じる、平塚駅南口から海岸に至るなぎさプロムナード沿いの海へのシンボル軸では、海への玄関口として、市街地と海岸をつなぐネットワークの形成を図り、広い歩道空間を活かした空と海と緑が感じられる景観づくりをめざします。

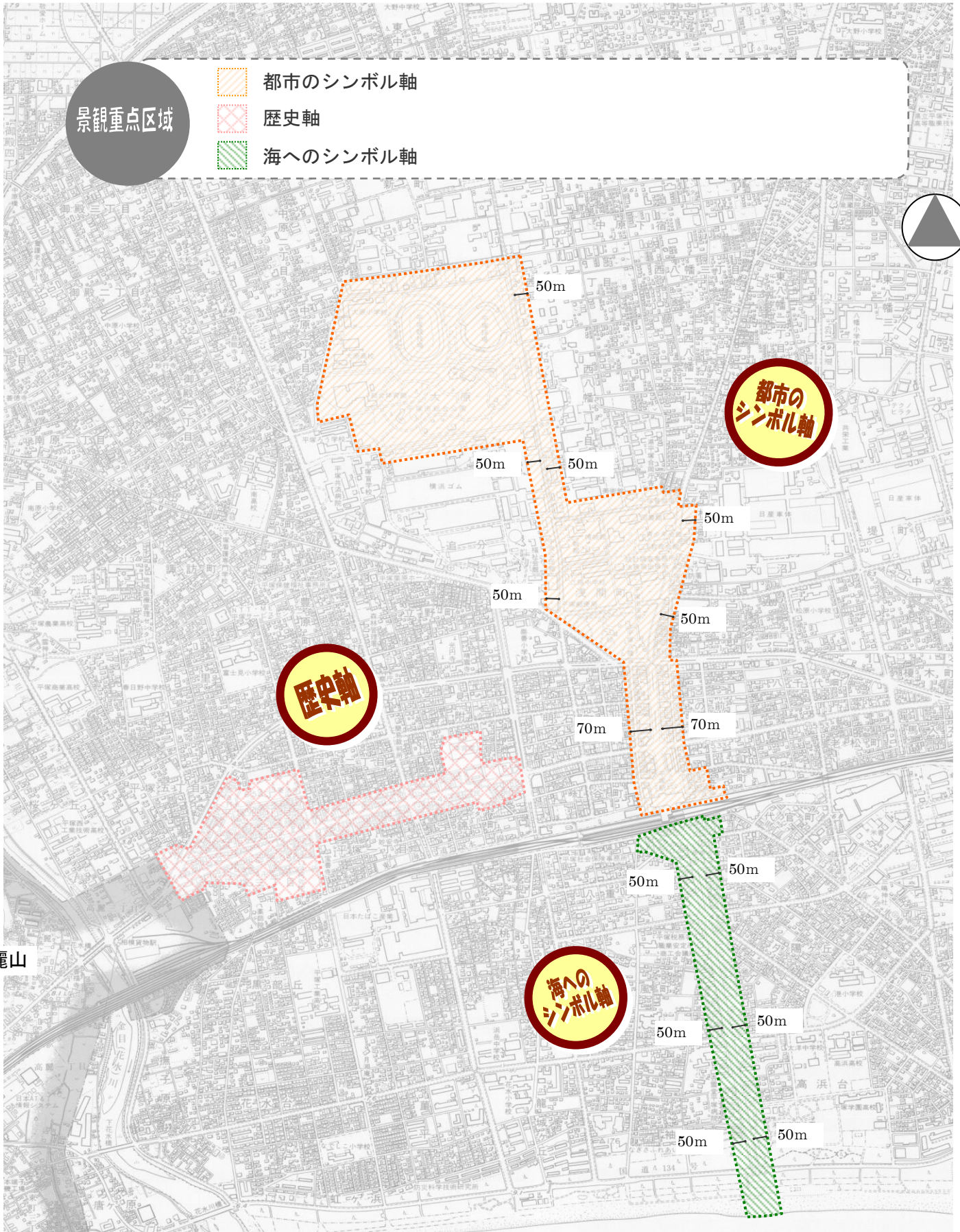
#### (2) 都市のシンボル軸

本市の顔としての魅力や活力を印象づける、平塚駅北口から、市役所などの行政機関や文化施設などの集積した地区を経て、総合公園に至る都市のシンボル軸では、市民や来訪者にうるおいとやすらぎを与える駅周辺の景観づくりをめざすとともに、公共建築物における風格のあるシンボル性の高い景観づくりをめざします。

また、文化公園、総合公園などのまとまりのある緑地を保全し、沿道緑化の促進や歩行空間における街路樹やポケットパークの充実により、緑のネットワークの形成を図り、緑豊かな景観づくりをめざします。

#### (3) 歴史軸

高麗山への眺めとともに多くの寺社や史跡が点在する、かつての宿場町のあった旧東海道沿いの歴史軸では、地域に残された貴重な景観資源の保全や活用につとめ、高麗山への眺望に配慮し、旧東海道にふさわしい景観づくりをめざします。

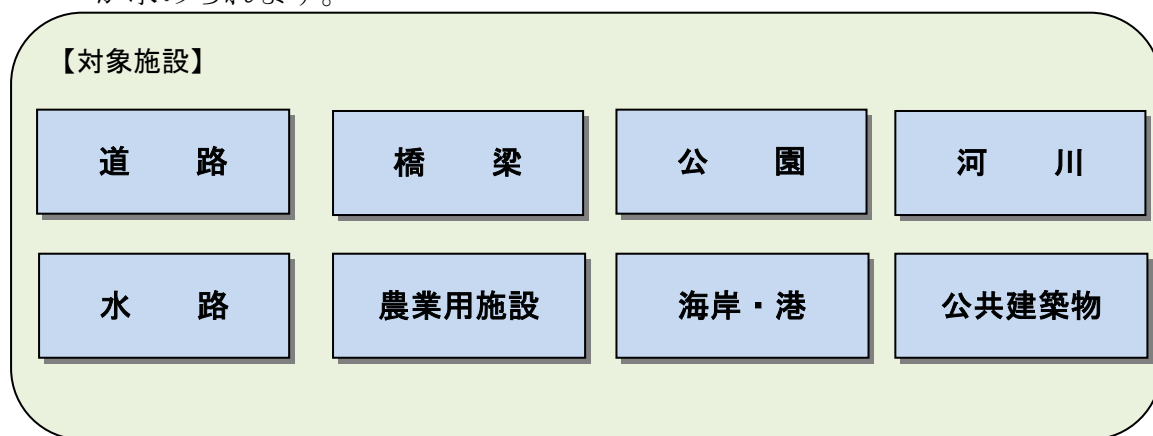


## 第4章 施設別ガイドライン

本章では、「道路」、「橋梁」、「公園」、「河川」、「水路」、「農業用施設」、「海岸・港」、「公共建築物」の8つの施設について、良好な景観を形成する上での配慮事項を、第3章の景観形成方針に基づき、それぞれ施設別に示しています。

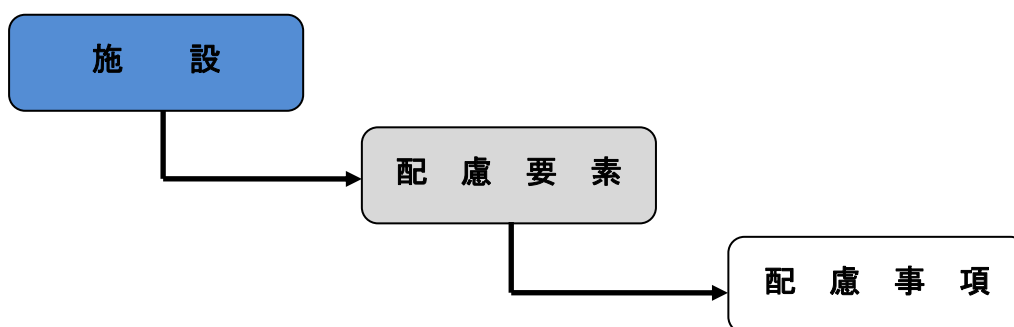
構成については、各施設を形成している要素で、景観形成上、配慮の必要な要素を配慮要素として抽出し、配慮要素別に配慮事項を示しています。

ここに掲載されている配慮事項が景観づくりの全てとは限りません。事業担当者は、公共施設の整備にあたって、専門家や地域住民等の意見を参考にしながら、状況に柔軟に対応して景観づくりを進めていくことが求められます。



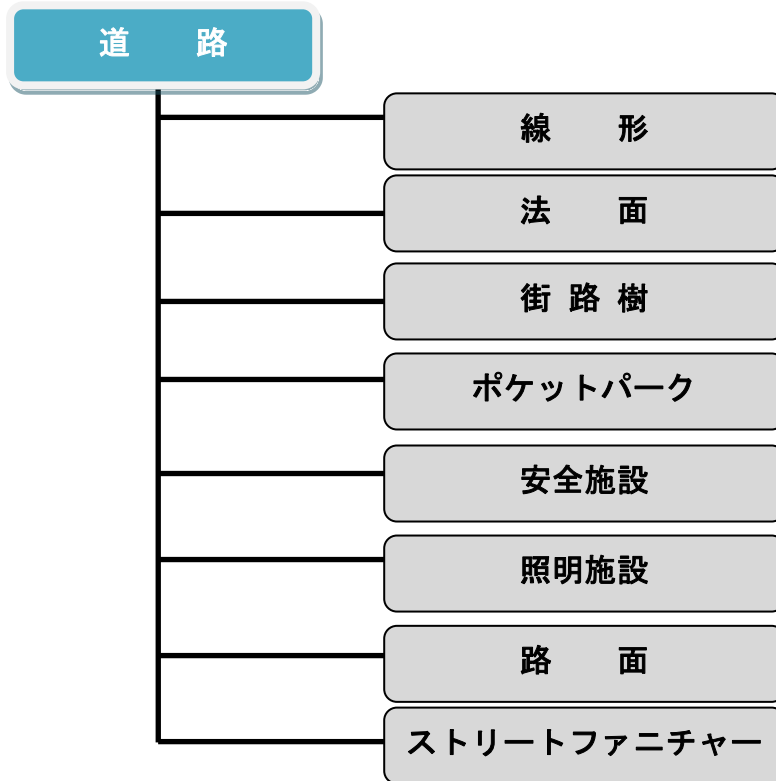
次ページ以降に掲載している写真は、参考として施工の一例を示したもので、必ずしもそれらの内容を誘導するものではありません。

### 【構成】



# 1. 道路

道路を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



## (1) 線形

線形を計画するにあたり、既存樹木などの自然的な景観要素を始め、良好な景観要素がある場合は、その要素を保全するように配慮する。

また、通りによっては、周辺の山々などの眺望的な景観要素の見え方に配慮する。



遠景に豊かな山並みを望むことができる道路線形

## (2) 法面

法面では、圧迫感を軽減するため、緑化などにより周辺環境との調和に配慮する。

また、現場状況により擁壁を設置する場合は、特に視覚的に目立つ場所で



は、石などの自然素材の活用やコンクリート擁壁では表面の仕上げを工夫し、周辺環境との調和に配慮する。

### (3) 街路樹

樹木の高さについて、周辺に丘陵地や田園などの自然的な景観要素や山々などの眺望的な景観要素がある場合は、それらの要素が見えやすくなるように配慮する。また樹木の生長を予測した配置をする。

住宅の並ぶ通りでは、ゆとりあるくらしの景観を創出するため、季節感を醸しだすように配慮する。

工場などの並ぶ通りでは、高い建物からの圧迫感を軽減するように配慮する。

宿場の名残など歴史のあるとおりでは、通りのイメージに配慮する。

### (4) ポケットパーク

歩行者が多く滞留する場所のポケットパークの樹種は、季節感やにぎわい感を醸しだすように配慮する。また通りによっては、住民参加による花壇の整備を推進し、ゆとりあるくらしの景観の創出に配慮する。

路面材の素材、色彩は、周辺環境との調和に配慮する。また、商業地などでは賑わいを感じさせる色彩にしたり、宿場の名残など歴史のある通りでは、通りのイメージに配慮したりするなど地域の特性に配慮する。

ストリートファニチャーは必要以上に設置せず、デザイン、素材、色彩は沿道や周辺環境との調和に配慮する。また、ベンチなどの休憩施設を設置す



緑豊かな街路樹により、周囲の工場が目立たず、やわらかい印象が創出される



木目調や石材など東海を感じるデザインを採用したベンチ

る場合は、座って見える景色にも配慮する。

#### (5) 安全施設

安全施設の色彩は、道路状況により安全上、支障がない場合は、周辺環境との調和に配慮する。

周辺に眺望的な景観要素がある通りで、フェンスを設置する場合は、透過性のあるものなど形状にも配慮する。

宿場の名残など歴史のある通りでは、通りのイメージに配慮する。

主要な幹線道路の安全施設は、都市らしい洗練されたデザインの採用に配慮する。



素材、色彩等を工夫し周囲の街路樹や歩道の仕上げになじむよう配慮された防護柵

#### (6) 照明施設

照明施設のデザイン、素材、色彩は、周辺環境との調和に配慮する。

宿場の名残など歴史のある通りでは、通りのイメージに配慮する。

主要な幹線道路の照明施設は、都市らしい洗練されたデザインの採用に配慮する。



車道用と歩道用照明を一体化し、洗練されたデザインを採用した照明

#### (7) 路面

歩道の路面材の素材、色彩は、周辺環境との調和に配慮する。

商業地などは賑わいを感じさせる色彩にするなど地域の特性に配慮する。

宿場の名残など歴史のある通りでは、通りのイメージに配慮する。



落ち着いた色彩のインターロッキング

#### (8) ストリートファニチャー

ストリートファニチャーは必要以上に設置せず、デザイン、素材、色彩は、沿道との調和に配慮する。

また、ベンチなどの休憩施設を設置する場合は、座って見える景色にも配慮する。

### (9) その他

主要な幹線道路などで、特に良好な景観を形成する通りでは、電柱、電線の地中化を検討する。



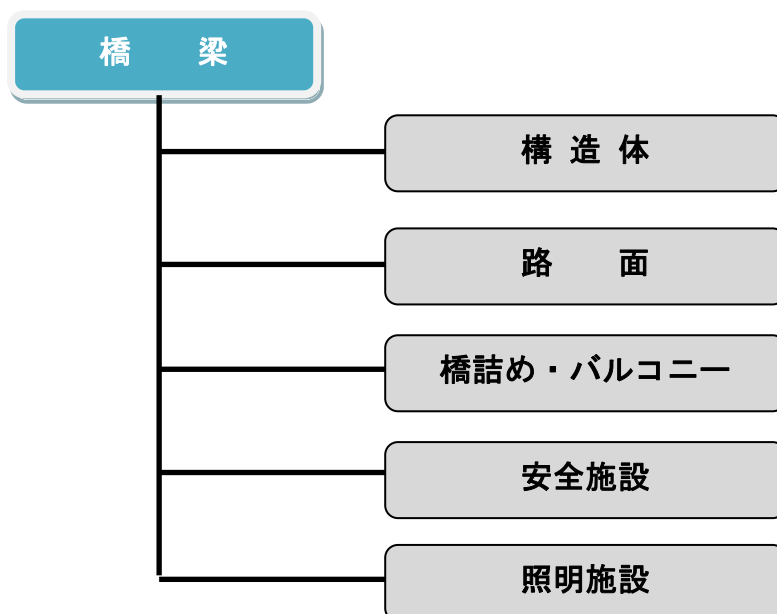
自然石を採用したデザイン性の高いベンチ。広幅員の歩道の中で周囲とマッチした休息場所を提供している。



電柱・電線を地中化し、すっきりとした印象を与える通り

## 2. 橋 梁

橋梁を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



### (1) 構造体

水辺からの眺めに配慮し、周辺環境と調和するよう素材や色彩に配慮する。また添架物が目立たないように配慮する。



富士山を臨むことができる橋

### (2) 路面

歩道の路面材の素材、色彩は、前後の道路との連続性に配慮する。

### (3) 橋詰め・バルコニー

海の自然的な景観要素や港の景観要素、また、山々などの眺望的な景観要素が楽しめるように配慮する。



海への眺望と海をイメージさせるデザイン

---

#### (4) 照明施設

照明施設のデザイン、素材、色彩は、前後の道路との連続性に配慮する。場所によっては、都市らしい洗練されたデザインの採用に配慮する。

#### (5) 安全施設

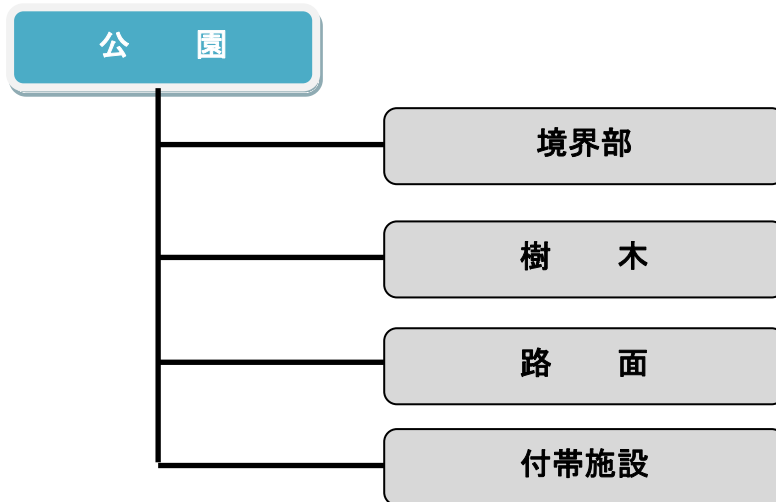
安全施設のデザイン、素材、色彩は、前後の道路との連続性に配慮する。場所によっては、都市らしい洗練されたデザインの採用に配慮する。



高麗山の眺望と風景に調和するデザインを採用した照明

### 3. 公園

公園を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



#### (1) 境界部

道路からの連続性や開放感を醸し出すように配慮する。

安全上、フェンスが必要な場合は、それ自体が目立ちすぎないように配慮する。

工場などに接する公園で、高い建物からの圧迫感が感じられる場合は、外周にボリュームのある樹種を植えたりして、圧迫感を軽減するように配慮する。

擁壁を設置する場合は、前面に植栽帯を設けて目立たないようにしたり、石などの自然素材を活用し、周辺環境との調和に配慮する。



ゲート性を備えたエントランスを持つ近隣公園



前面に植栽を施し、コンクリート部分を目立たなく配慮した擁壁

#### (2) 樹木

十分な植栽スペースを確保し、緑豊かな空間の創出に配慮する。

公園内の樹木は既存樹を参考に、ゆとりあるくらしの景観を創出するため、花

をつける樹種や草花などで、季節感を醸し出すように配慮する。

山々などの眺望的な景観要素が見える公園では、それらの景観要素が見えやすくなるように配慮する。

入口周囲は草花や低木により、開放感やにぎわい感を醸し出すように配慮する。

また、樹木の生長を予測した配置をする。

### (3) 路面

路面材は自然素材の活用につとめ、周辺環境との調和に配慮する。

### (4) 付帯施設

付帯施設のデザイン、素材、色彩は、周辺環境との調和に配慮する。

遊具などは鮮やかな色のものが多いため、組み合わせや配置の仕方に配慮する。



樹木や草花で緑量を確保しうるおいある空間へ



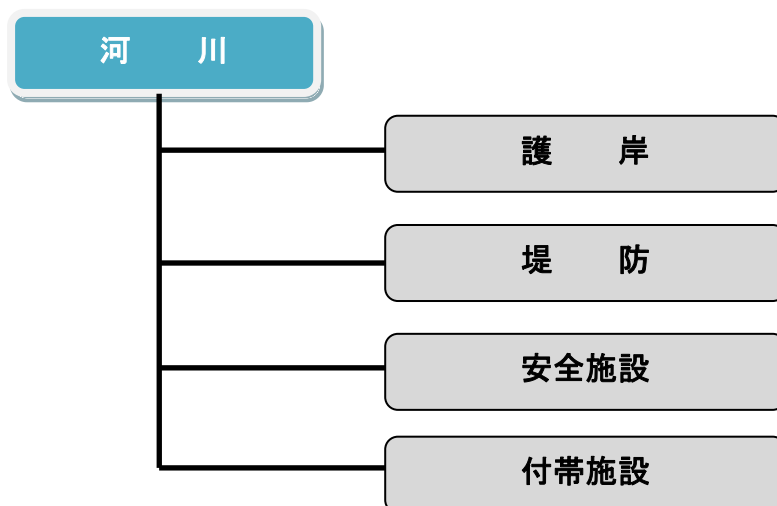
土系舗装を施し自然な風合いを醸し出す路面



低彩度・低明度の落ち着いた色彩を使用し、周囲の自然の緑と調和した遊具

## 4. 河川

河川を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



### (1) 護岸

護岸は、必要な治水機能を確保しつつ、自然豊かな河川景観の創出に配慮する。コンクリート製の護岸になる場合は、表面の処理の工夫などにより、周辺環境との調和に配慮する。

また、生物の生息環境に配慮する。



植生を復元し、周囲の景観と調和した護岸

### (2) 堤防

堤防は、山々などの眺望的な景観要素と調和し、治水機能上支障のない場合は、散策できる機能を有した施設の設置など河川の連続性を活かしたゆとりあるくらしの景観の創出に配慮する。



茶系で周囲の自然の緑に調和した防護柵

### (3) 安全施設

安全施設の色彩は、安全上、支障がない場合は、周辺環境との調和に配慮する。



---

#### (4) 付帯施設

樋門や堰などの施設は、意匠の工夫や落ち着いた色彩を採用するなど、周辺環境との調和に配慮する。

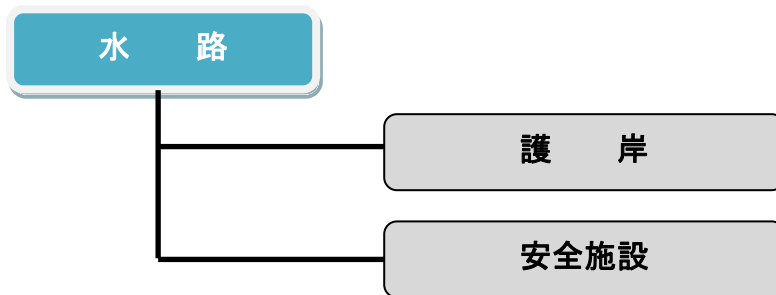
親水施設を設置する場合は、自然環境など周辺環境と調和するよう配慮する。



河原の石をイメージする舗装材を使用するなど、周囲の自然環境に配慮した親水施設

## 5. 水路

水路を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



### (1) 護岸

維持管理などの機能上、支障なければ、玉石などのコンクリート製以外の材料を考慮し、生物の生息環境に配慮する。

また、場所によっては、せせらぎ水路などを検討し、ゆとりあるくらしの景観の創出に配慮する。



うるおいとやすらぎを与えるせせらぎ水路

### (2) 安全施設

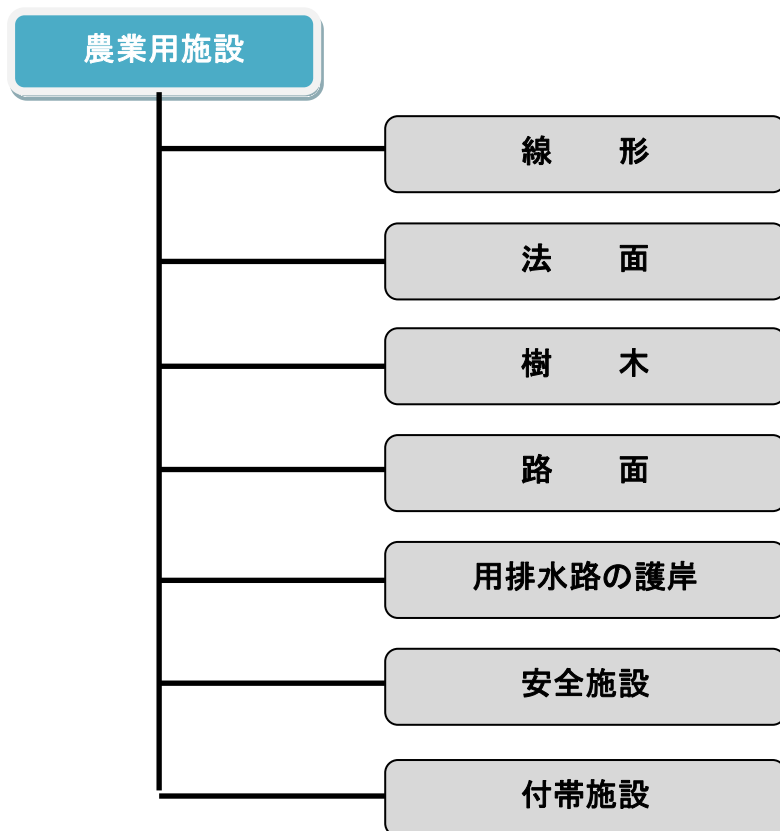
安全施設の色彩は、安全上、支障がない場合は、周辺環境との調和に配慮する。



コミュニティ道路と水路を設置し、親しみやすさとゆとりある歩行空間を創出

## 6. 農業用施設

農業用施設を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



### (1) 線形

農道や水路の線形を計画するにあたり、既存樹木などの自然的な景観要素がある場合は、その要素を保全するように配慮する。

また、線形は周辺の山々などの眺望的な景観要素の見え方に配慮する。

### (2) 法面

法面では、圧迫感を軽減するため、緑化などにより周辺環境との調和に配慮する。

また、現場状況により擁壁を設置する場合は、特に視覚的に目立つ場所で



既存樹木を保存するため線形を曲げた農道整備

は、石などの自然素材の活用やコンクリート擁壁では表面の仕上げを工夫し、自然豊かな景観との調和に配慮する。

### (3) 樹木

樹木の高さについて、周辺に丘陵地や田園などの自然的な景観要素や山々などの眺望的な景観要素がある場合は、それらの要素が見えやすくなるように配慮する。

また、樹木の生長を予測した配置をする。



砂利を使用し周辺と調和した農道

### (4) 路面

農道の路面素材については、砂利などの自然素材の活用につとめ、自然豊かな景観との調和に配慮する。

### (5) 用排水路の護岸

維持管理などの機能上、支障なければ、玉石などの自然石の使用や、生物の生息環境にも配慮する。

### (6) 安全施設

安全施設の色彩は、安全上、支障がない場合は、周辺環境との調和に配慮する。

### (7) 付帯施設

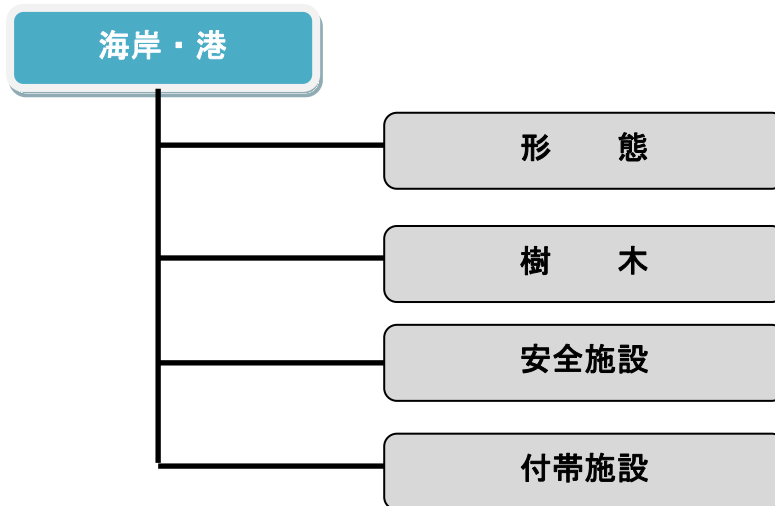
ポンプなどの機械設備が自然豊かな景観に調和するように配慮する。



玉石を使用し周辺の自然環境との調和に配慮した水路

## 7. 海岸・港

海岸・港を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



### (1) 形態

海岸や港は、広い砂浜や松林などの自然特性を尊重したつくりとする。

### (2) 樹木

植栽をする場合は、海浜植生にあった樹種を選定する。

### (3) 安全施設

安全施設の色彩は、安全上、支障がない場合は、周辺環境との調和に配慮する。

デザインは海を連想させるようなものの採用を検討し、照明施設などとまとまりが感じられるように配慮する。

### (4) 付帯施設

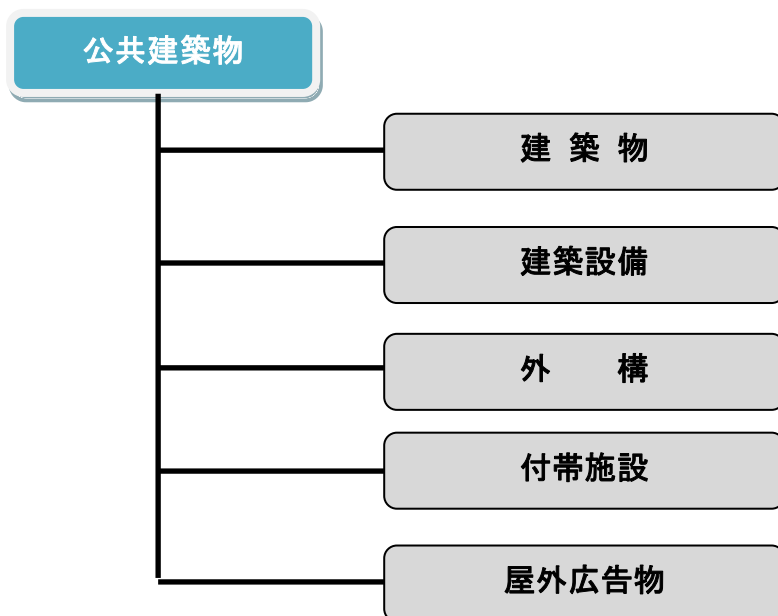
照明施設などの付帯施設のデザイン、素材、色彩は、海を連想させるようなものの採用を検討し、周辺環境との調和に配慮する。



照明とポールを落ち着いた色彩に揃え、周囲とのまとまりある景観を演出

## 8. 公共建築物

公共建築物を整備する際の景観形成上の配慮要素、配慮事項を以下に示します。



### (1) 建築物

#### ① 配置

ゆとりある空間を創出するため、配置について壁面後退等により歩道との一体的利用や歩行者が安全に通行できることを目的としたオープンスペースを確保し、快適な歩行者空間を演出するよう配慮する。角地に建てる場合は壁面を角からなるべく離すようにし、圧迫感を軽減するよう配慮する。

#### ② 外観

建築物の屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、道路から見た時の圧迫感を軽減するよう配慮する。また正面からだけでなく、多方面からの見え方にも配慮する。

色彩については、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物及び樹木や花などとの調和に配慮する。(※色彩基準参照)



建築物のエントランス空間の工夫により道路に開かれた都市空間の演出

P. 30) 特に通りに壁面が直接面しているときは、通りに対して過度に閉鎖的にならないようレリーフ及び色彩等により躍動感やリズム感をもたせるなど十分に配慮する。また、材料は、汚れにくいものや変色しにくいものとし、耐久性のある材料を用いるよう配慮する。

緑への配慮として、さまざまな手法による緑の創出に配慮する。

## (2) 建築設備

給排水管、ダクト及び壁面設備等は、建築内部に取り組み設計を考慮し、できるだけ露出させないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は目立たないよう配慮する。

屋上設備機器は、配置を工夫し、見えのないようにする。やむを得ず見える位置に配置する場合は、塔屋やルーバー等により目隠しを施し目立たないよう配慮する。

飲料用水槽等の機械室の建築物は配置等を十分考慮し、壁面をリブ状やスリット状などのデザインにしたり、ルーバー等適当な目隠し設置を講ずるよう配慮する。

敷地内電気配線については地下埋設を原則とする。

## (3) 外構

### ① 境界部

塀等の遮へい物は避け、できる限り生け垣等の緑化をし、周辺施設への緑化誘導につとめるよう配慮する。通りに面してフェンス等を設置する場合は、塗装美化や前面に植栽を設けて目立たないよう配慮する。また、擁壁を設置する場合



駐車場から建築物へ植栽を施し、うるおいある景観を創出。緑量のある高木の配置により魅力あるエントランス空間を演出



室外機の目隠し。建築物全体のデザインとの調和にも配慮されている。



石垣と生垣を組み合わせ緑化に配慮。敷地を囲うフェンスは、外側に配置された植栽により周囲との調和が図られている。

も、前面に植栽を設けて目立たないようにしたり、石などの自然素材を活用し、無表情な壁にならないよう配慮する。

開放的な雰囲気づくりにつとめ、ゆとりある空間を演出するよう配慮する。

## ② 樹木

既存樹木の保全、活用につとめ、周辺の緑との連続性を図った上で、シンボリックな樹木や季節感を醸し出す樹種、草花の選定につとめ、緑豊かな空間の創出に配慮する。

入口周囲や道路から見える部分は、樹木の配置や樹種の構成を工夫し、開放感や賑わい感を醸し出すよう配慮する。

また、樹木の生長を予測した配置をする。

## (4) 付帯施設

駐車場は、植栽、花壇の整備や駐車部分を緑化するなどし、うるおいあるくらしの景観の創出に配慮する。

屋外階段は、建築物と一体デザインとするなど、建築物との調和に配慮する。また、設置位置についても通りに面する位置を避けるなど配慮する。

ごみ置場等は、位置や形状などを工夫し、目立たないように配慮する。

## (5) 屋外広告物

雑然とした印象を与えないようにするため、表示面積及び掲出数は必要最小限とするようにし、表示文字、マーク等の色彩、デザインについては建築物と一体的に見えるよう配慮する。

また、屋上の広告塔及び平看板は、原則として設置しないようにする。



既存樹木を活かした出入り口の整備



駐車場内に植樹帯を設けて緑化に配慮。やわらかい印象を与えることができる。



外壁との調和に配慮し、建築物全体としてまとまりのある表示サイン



**【色彩基準】**

この色彩基準は、平塚市全域を対象としており、民間施設と同様の基準となっています。

(マンセル表色系による)

平塚市景観計画に定めた景観形成基準のうち、色彩に関する基準は次のとおりです。

この基準は、市内全域で実施した建物色彩調査の結果に基づき、周辺の環境から著しく突出する色彩を確認して設定したものです。

- 外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色の使用をしないものとする。
- 建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、「マンセル表色系」による分類で次表のとおりとする。

YR から 5Y までの色相 (5Y を含む)	彩度 6 以下
R、5Y から 10Y (5Y を含まない)、GY、G、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下

注1) 見付面積の 5 分の 1 以下のアクセント色はこの限りではありません。

注2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではありません。

注3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができます。

- 広告物や看板の色彩は、原色や突出色を避け彩度の低い落ち着いたものとするようつとめる。

**平塚市における色彩共通基準例**

※各色相の点線枠内が基準となっています  
※印刷のため、実際の色彩とは若干異なります

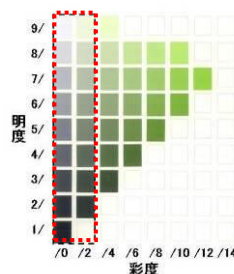
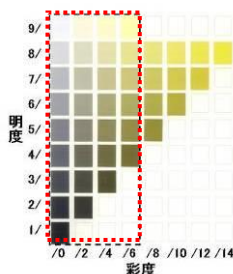
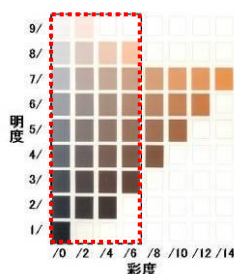
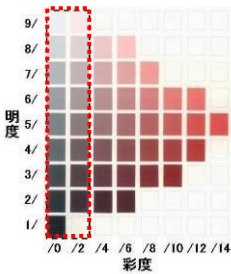
R (赤) 系 : 5R

YR (黄赤) 系 : 5YR

Y (黄) 系 : 5Y

GY (黄緑) 系 : 5GY

G (緑) 系 : 5G



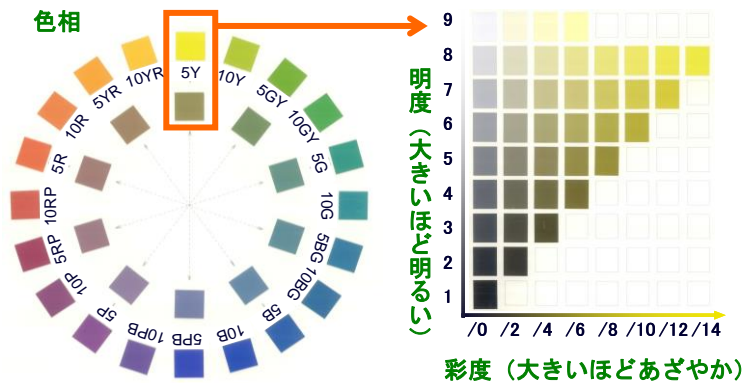
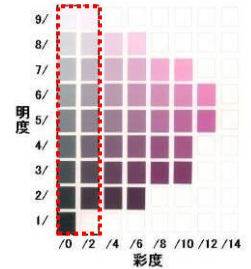
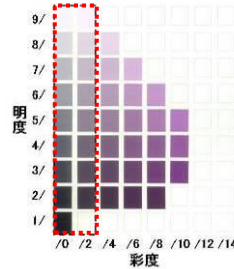
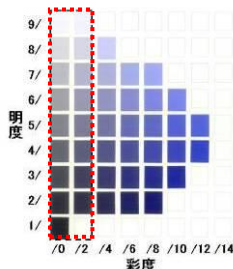
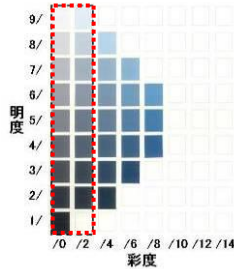
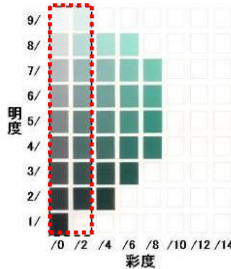
BG (青緑) 系 : 5BG

B (青) 系 : 5B

PB (青紫) 系 : 5PB

P (紫) 系 : 5P

RP (赤紫) 系 : 5RP



## 第5章 運 用

### 1. 運用の仕方

公共事業等の計画や設計を行う際には、市長と事前協議を行う必要があります。(平塚市景観条例第19条第1項)

公共施設景観ガイドラインの対象事業は、このガイドラインを活用して計画・設計を行い、事前協議をしてください。

### 2. 事前協議対象事業と公共施設景観ガイドライン対象事業

事前協議及び公共施設景観ガイドラインの対象事業を以下に示します。

施設名	公共施設景観ガイドライン対象事業	事前協議対象事業	事前協議対象事業範囲
道 路	○	○	新設若しくは改良等による形状、形態の変更
橋 梁	○	○	新設、改修等により形状、形態の変更及び外観を変更することとなる色彩若しくは材質の変更
公 園	○	○	新設若しくは改良等による形状、形態の変更
河 川	○	○	改修等による形状、形態の変更
水 路	○	○	新設、改修等により形状、形態を変更するもので、景観的に影響を及ぼすもの
農業用施設	○	○	新設、改修等による形状、形態の変更
海岸・港	○	○	新設、改修等による形状、形態の変更
公共建築物	○	○	新築、増築、改築、移転、大幅な修繕若しくは模様替え又は外観を変更することとなる色彩若しくは材質の変更
工作物		○	新築、増築、改築、移転、大幅な修繕若しくは模様替え又は外観を変更することとなる色彩若しくは材質の変更
案内板等		○	案内版、表示板等の新設、外観を変更することとなる色彩若しくは材質の変更
その他		○	土地の造成等で景観に影響を及ぼすもの

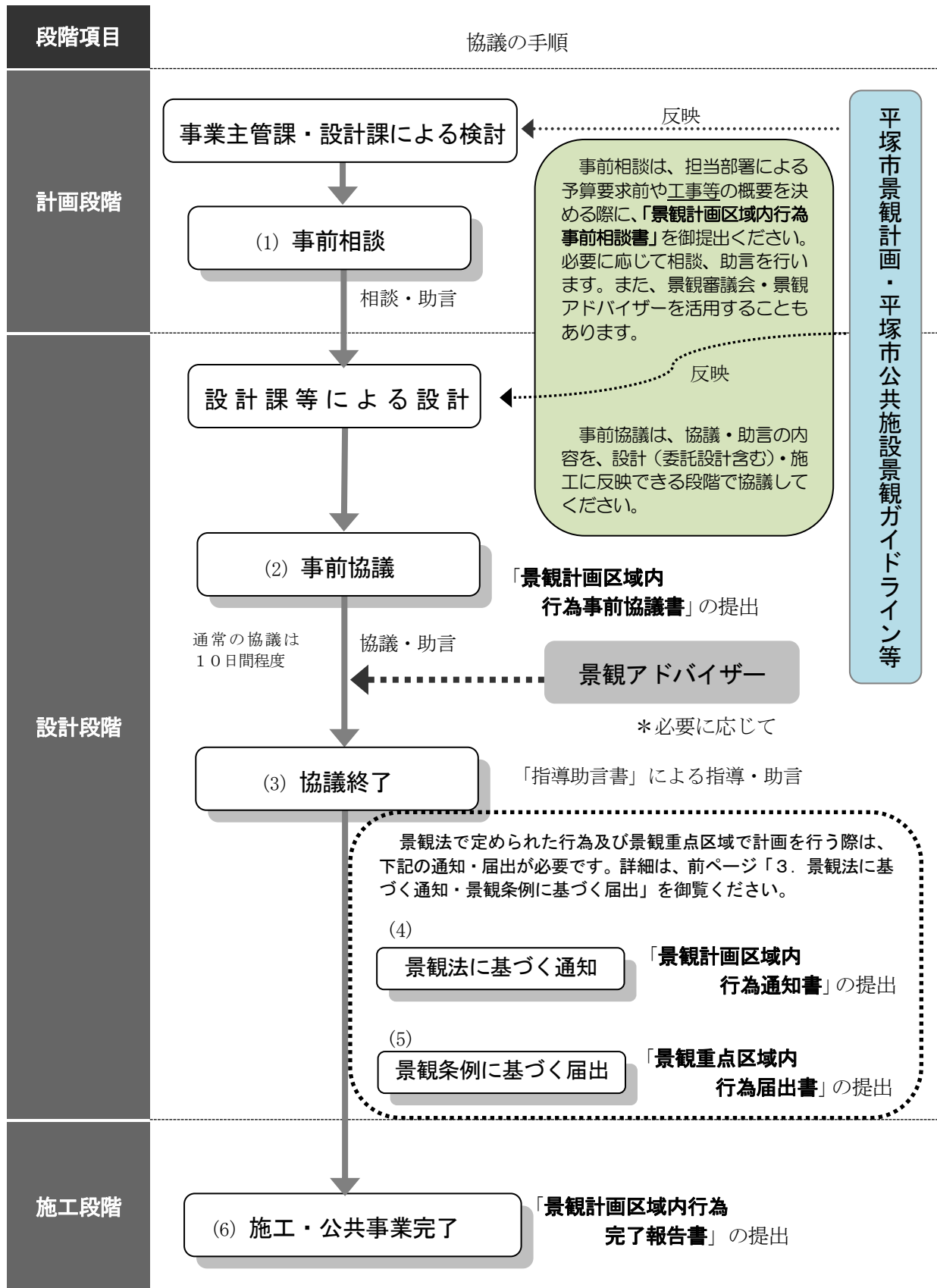
### 3. 景観法に基づく通知・景観条例に基づく届出

下記の行為については、景観法に基づく通知を行う必要があります。

また、景観重点区域に計画を行う際は、景観条例に基づく届出を行う必要があります。

行為	行為の届出対象規模	
	景観法に基づく通知	景観条例に基づく届出
	一般地域・景観重点区域	景観重点区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10m以上 又は延べ面積500㎡以上	左記の景観法に基づく届出対象規模に該当しない行為についても、景観条例に基づく届出が必要となります。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10m以上	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	3,000㎡以上	
サーチライト等の屋外照明設備		

#### 4. 景観協議の流れ



## 5. 国、県の景観形成ガイドライン等

国や県から、景観形成ガイドライン等が示されていることから、公共施設の整備に際して、本ガイドラインだけではなく、これらのガイドラインを参照、活用することが求められます。なお、本ガイドラインは、これらのガイドライン等と整合性を図っています。

### ◆国のガイドライン

- 道路デザイン指針（案）（国土交通省都市・地域整備局及び道路局）（H17）
- 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局）（H16）
- 河川景観の形成と保全の考え方（国土交通省河川局）（H18）
- 多自然川づくり基本指針（国土交通省河川局）（H18）
- 河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料（国土交通省河川局）（H18）
- 歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン（国土交通省河川局、文化庁文化財部）（H15）
- 砂防関係事業における景観形成ガイドライン（国土交通省河川局砂防部）（H19）
- 海岸景観形成ガイドライン（国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁）（H18）
- 港湾景観形成ガイドライン（国土交通省港湾局）（H17）
- 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（国土交通省住宅局）（H17）
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）（国土交通省都市・地域整備局）（H17）
- 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（国土交通省官庁営繕部）（H16）
- 美の里づくりガイドライン（農林水産省農村振興局）（H16）

### ◆県のガイドライン

- 公共事業における景観づくりの手引き（神奈川県県土整備部都市整備公園課）（H19）

## 平塚市公共施設景観ガイドライン

---

平成 23 年（2011 年）3 月

編集・発行 平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課  
〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町 9-1

電話 0463-23-1111（代表）

FAX 0463-23-9467

URL <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>

---